

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 30 年度	次回見直し予定	平成 35 年度
条 例 名	障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例				
条 例 番 号	平成 25 年神奈川県条例第 11 号	法 規 集	第 6 編第 1 章第 6 節		
所 管 室 課	福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課				
条 例 の 概 要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第 80 条第 1 項の規定に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、法により条例で定めることとされている障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めており、必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づき、障害福祉サービス事業者の指導監督を行っており、適切な障害福祉サービスの提供を確保するため、有効に機能している。			○事業所数 平成 30 年 3 月 442 事業所
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準は、明確かつ限定的であり、他法令と重複しておらず効率的である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、「かながわランドデザイン」第 2 期実施計画の「IV健康・福祉」の「障がい者が地域で安心してくらすしくみづくり」及び「第 5 期神奈川県障がい福祉計画」の基本的視点である「イ 地域生活を支えるサービスの充実」に沿ったものであり、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、法に基づき厚生労働省令に定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌した内容となっている。昨年度、厚生労働省令が改正されたことに伴い、本条例も改正を行っているため、現行の内容で有効に機能しており、憲法、法令等に抵触しないものである。			
その他					
見直し結果	<ol style="list-style-type: none"> ① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 ⑤ 廃止を検討する。 			<p style="text-align: center;">理 由 等</p> <p>現行条例の運用上の課題は見受けられないため。</p>	